



【新型コロナウイルス対策ブログ 2020.04.17】

資金繰り支援の方策について

弁護士 高島 浩

昨日、政府は、新型コロナウイルスの感染防止に向けた「緊急事態宣言」を全国に拡大することを決定しました。

先行きが不透明な情勢の中、企業の舵取りに悩んでおられる経営者の方も多いと思います。

ただ、いつかは混乱が終息し、経済が活気を取り戻す時が来ます。しばらくの間、皆様力を合わせて乗り越えていきましょう。

資金繰りについては、金融庁が民間金融機関に対して事業者への積極的な支援（事業者を訪問するなどの丁寧な経営相談、経営の継続に必要な資金の供給、既存融資の条件変更等）を実施するよう繰り返し要請が行われています。金融機関も、融資先からの申し入れには積極的に応じる姿勢を示しています。

返済を減らすだけでなく、真水の資金を確保するためには、民間金融機関を通じた信用保証付き融資（セーフティネット保証枠、危機関連融資保証枠）を受けられる可能性があります。また、政府系金融機関においても、新型コロナウイルス感染症特別貸付や、危機対応融資などのメニューが用意されています。

まずは、取引金融機関の融資担当者に電話をして相談してください。

もし、複数の銀行間の調整が必要となった場合や、再生支援協議会によるサポートを利用される場合には、当事務所にご一報ください。

皆様の事業を応援しています。